

電源開発株式会社
「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書」
に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年6月5日付けで電源開発株式会社より届出された「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年8月30日
- (2) 北海道知事意見 * 平成30年12月4日
- (3) 環境大臣意見 * 平成30年12月20日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第17回)
* 平成30年12月19日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・swish音や純音性について、評価書に記載すること。	・評価書において記載します。採用する機種データの取得が評価書までに間に合わない場合は、類似機種データを記載します。
・道路改変部分は、沈砂池を作らない方針とのことだが、改変部分大きい箇所では濁水の流出を抑える措置をして、極力濁水を流さないことが重要である。特に道路と沢が交差する箇所は、留意すること。	・沈砂池を設置できない場合には土砂流出防止策を設置するなど、濁水の流出を抑える措置を検討します。
・既設発電所周辺での猛禽類や鳥類の調査を実施しているので、既設風力発電所周辺と対象事業実施区域周辺で結果を比較するなどして予測に活用すること。	・評価書においては、既設風力発電所周辺での調査結果を活用した予測等を検討します。
・多様性指数について、数値の解釈も含め、評価書では事後調査におけるデータの活用も踏まえて整理すること。	・評価書において、多様性指数の解釈等について、丁寧な記載に努めます。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。